

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 退職に伴う生命保険契約の名義変更

Q : 当社では、従業員が退職する際、退職金の一部として、これまで死亡保険金及び生存保険金の受取人を会社とし、被保険者を従業員としていた養老保険の受取人と契約者を従業員に変更しようと思います。

この場合、税務上の取扱いはどうなりますか。

A : 保険積立金を取り崩し、解約返戻金相当額を退職金として処理することになります。

【解説】

法人が、自己を契約者・死亡保険金及び生存保険金の受取人とし、役員又は使用人を被保険者とする養老保険に加入してその保険料を支払った場合、その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除もしくは失効によりその保険契約が終了するまで資産に計上しなければなりません。

ご質問の場合、資産に計上してきた保険料に係る保険契約について、従業員の退職に起因して保険金受取人及び契約者を法人から従業員に変更しますから、その変更時にその保険に係る権利が法人から従業員に移転することになります。

保険契約の権利を退職金の一部として支給するような場合、その権利の評価額は、支給時にその契約を解除したとした場合に支払われる解約返戻金の額となります。

したがって、資産計上されている保険積立金を取り崩し、解約返戻金相当額を退職金として計上するとともに、保険積立金と解約返戻金との差額は雑収入又は雑損失となります。



KIMIYO-I